

最近の判例から (15) - 施工業者の不法行為責任 -

マンション新築工事の外壁及び玄関庇への石材取付工事について建築業者の不法行為責任が認められた事例

(東京地判 平29・3・31 判例タイムズ1441-134) 金子 寛司

マンション管理組合の管理者が、当該マンションの外壁及び正面玄関庇に取り付けられた石材について、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があると主張して、施工した建築業者に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、建築業者には建物としての基本的な安全性が欠けることのないように配慮すべき注意義務違反があるとして、請求の一部が認められた事例（東京地裁 平成29年3月31日判決一部認容 控訴 判例タイムズ1441号134頁）

1 事案の概要

本件建物は、鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階建ての共同住宅であり、X（原告）は、本件建物の区分所有者らによって組織される管理組合の管理者である。

土木建築の設計施工請負等を業とする株式会社Y（被告）は、平成14年5月末までに本件建物を竣工させた上、施主であるA社に引き渡し、A社は本件建物の区分所有権を、各購入者らに順次引き渡した。

本件建物の外壁に設置された窓の上部及び下部には重量約1～16キログラムの石材（本件外壁石材）がそれぞれ取り付けられており、当該石材が剥落した場合に直接落下する場所までの高さが1階分の階高以上になるものもあった。

また、本件建物の正面玄関部分には、外壁に接するように設置された鉄骨に石材が取り付けられた庇（本件庇）が施工され、その上

方部分には、重量約2～7キログラムと推認される、大小少なくとも72枚の石材（本件庇石材）が取り付けられていた。

なお、本件庇石材は、平成25年6月ないし9月頃、管理組合により補修のために撤去され、平成24年6月には、本件建物南側外壁の窓に取り付けられた石材の一部が剥落し、その直下にある部屋のドライエリアに落下する事故が発生した。

Xは、本件外壁石材及び本件庇石材について、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があると主張して、Yに対し、本件建物の区分所有者らの有する不法行為による損害賠償請求権に基づき、補修工事費用として4555万円余及び同補修工事に関する見積書作成費用として30万円余の合計4586万円余並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めて提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を一部認容した。

(1) 施工者には、本件外壁石材の剥落・落下を防止するための十分な措置を講じるべき義務（剥落等防止措置義務）があるというべきである。

本件外壁石材のような外壁材を1階分の階高以上の高低差をもって通行人の上に落下し得るような場所の軸体に取り付ける場合、その施工が、一般的合理的施工方法に則していないときには、原則として、剥落等防止措置

義務の違反があるということができるものの、施工者の側で、自ら行った施工が、一般的合理的施工方法とは異なるものの、剥落・落下の防止に関して、一般的合理的施工方法と同等又はそれ以上の効用を有することを主張・立証した場合には、居住者等の生命又は身体を危険にさらすことがないように配慮すべき注意義務の違反があると認めることはできないというべきである。

本件外壁石材の取付けに関しては、少なくとも、①石材の下にこれと隣接して取り付けられた他の石材等が石材の自重を支える場合のほかは、引金物、受金物、ファスナー等の金物のみによって石材の荷重を支えること、②石材とコンクリート躯体との間に雨水等が滞留する事態を避けるように施工することが、本件建物の建築工事が施工された平成14年5月頃における一般的合理的施工方法に該当すると認められるところ、本件外壁石材の施工内容は、上記の施工方法に則することなく施工されたものと認められ、上記の施工方法と同等又はそれ以上の効用を有すると認めることもできない。

以上によれば、Yは、一般的合理的施工方法に則した施工を行わなかった限度で、建物としての基本的な安全性を欠くことのないよう配慮るべき注意義務を怠ったものであって、そのために、本件建物には建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があるということができ、かつ、区分所有者らにおいて、この瑕疵の存在を知りながらこれを前提として本件建物の区分所有権を買い受けているなどの特段の事情も認められないから、Yは、この瑕疵によって損害を被った区分所有者らに対し、不法行為に基づき、損害賠償責任を負うことになる。

(2) Yは、本件庇石材の設置工事についても、一般的合理的施工方法に則した施工を行わな

かったものと認められ、その施工内容が、一般的合理的施工方法と同等又はそれ以上の効用を有すると認めるに足りる客観的かつ的確な証拠も提出されていない。

以上によれば、Yには、本件庇石材の施工についても、剥落等防止措置義務の違反があったと認められる。

(3) 本件外壁石材及び本件庇の補修に要する費用相当額は、諸経費及び消費税相当額を含めて620万円余であると認められ、見積書作成費用については、Yの不法行為責任と相当因果関係のある損害とは認められない。よって、Xの請求は、620万円余及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容する。

3 まとめ

本件では、建物に設置された石材の設置工事が、居住者等の生命又は身体に対する高度の危険性を内在する工事であると認定され、施工業者の不法行為責任が認められた。

管理組合側は、施工業者のほか、施主である売主に対しても建物の瑕疵修補等を求めたが、同事案は調停が成立している。

本件では、第一判平23・7・21 (RETIO84-101) も引用し、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵とは、居住者等の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である」との判断が示されており、施工業者に限らず、売主等としても参考にすべき事例といえる。

(調査研究部次長)